

# 国際交流助成規程

## 1. 目的

北海道内の大学等でコンクリート工学を研究する学生の国際交流に関わる渡航経費の助成、北海道で開催される国際会議や訪日研究者の講演会等への助成、その他の国際交流に関わる助成を通じて、道内のコンクリート工学の進歩発展に寄与することを目的とする。

## 2. 用語の定義

本規程内の用語を以下のように定義する。

大学等：北海道内の高専、大学、大学院

学生：北海道内の大学等に在籍してコンクリート工学を研究する高専専攻科学生、大学生、大学院生

本会会員：北海道土木技術会コンクリート研究委員会の会員

## 3. 助成概要

### 1) 国際交流助成 A:(学生の渡航)

国際会議等に研究報告したり、随行参加する学生の渡航経費の助成

### 2) 国際交流助成 B:(学生の渡航)

海外視察を行う学生の渡航経費の助成

### 3) 国際交流助成 C:(道内開催の国際会議)

北海道で開催されるコンクリート工学に関係する国際会議等の経費の助成

### 4) 国際交流助成 D:(訪日研究者の講演会)

北海道で開催される海外研究者による講演会等の経費の助成

### 5) 国際交流助成 E:(海外インターンシップ)

海外インターンシップに参加する学生の渡航経費、インターンシップ経費の助成

### 6) 国際交流助成 F:(道内インターンシップ)

道内に在籍する留学生の道内インターンシップ先の仲介や関連経費の助成

#### 4. 助成内容

##### 1) 国際交流助成 A、B (学生の渡航)

###### (1) 助成対象:(国際交流助成 A)

国際会議などの公的な国際的会合における研究報告や随参加を目的として渡航する学生で、本会会員である指導教員の申請による者とする。

###### (国際交流助成 B)

海外の社会基盤整備等を見聞して今後の学習に役立てることを目的に、個人(グループ)で1週間程度以上渡航する意欲のある学生で、本会会員である指導教員の申請による者とする。

(2) 助成項目: 助成の対象項目は、渡航経費(交通費+宿泊費)、会議登録料等とする。

(3) 助成の制限: 助成対象は在学中の渡航とする。

過去に本小委員会の助成を受けている場合は助成対象外とする。

国際交流助成 B で助成額の上限を超える申請数がある場合は、専攻科学生、大学生を優先する。

(4) 助成額: 1件の助成額は、助成項目の予算合計の50%以内、かつ150,000円以内とする。

(5) 助成件数: 国際交流助成 A、B の合計で、年間2件以内を原則とする。

(6) 助成総額: 国際交流助成 A、B の合計で、年間300,000円以内を原則とする。

(7) 申請者: 助成対象者の指導教員(本会会員である教授、准教授、助教)とする。

(8) 申請枠: 国際交流助成 A、B 各々について、指導教員1人に対して年間1件以内を原則とする。

(9) 申請時期: 前年度3月末日までとする。ただし、助成金総額等を勘案し、必要に応じて当該年度途中でも別途申請、審議できるものとする。

##### 2) 国際交流助成 C (道内開催の国際会議)

(1) 助成対象: 北海道で開催されるコンクリート工学に関係する国際会議等に関わる経費の助成で、本会会員の申請によるものとする。

(2) 助成項目: 助成の対象項目は、発表論文印刷費、会場費等とする。

(3) 助成の制限: なし

(4) 助成額: 1件の助成額は、200,000円以内を原則とする。

(5) 助成件数: 年間2件以内を原則とする。

(6) 助成総額: 国際交流助成 C、D の合計で、年間400,000円以内を原則とする。

(7) 申請者: 本会会員である教授、准教授とする。

(8) 申請枠: 申請者1人に対して、年間1件以内を原則とする。

(9) 申請時期: 前年度3月末日までとする。ただし、助成金総額等を勘案し、必要に応じて当該年度途中でも別途申請、審議できるものとする。

### 3) 国際交流助成 D (訪日研究者の講演会)

- (1) 助成対象：北海道で開催される海外研究者による講演会等で、コンクリート研究委員会会員に対する海外技術情報の普及に資すると判断されるものに関わる経費の助成で、本会会員の申請によるものとする。
- (2) 助成項目：助成の対象項目は下記とする。
- 講演会等を主催・共催する場合
- 1) 講演会経費：講演会資料作成費等の一部を助成することができる。
  - 2) 旅費等：訪日講演者の国内旅費、宿泊費等の一部を助成することができる。
  - 3) 講師謝金：訪日講演者への謝金が必要な場合は、20,000 円 / 時間を原則とする。
  - 4) その他：必要に応じて通訳経費の一部を助成することができる
- 講演会等を後援する場合
- 1) 講演会経費：講演会資料作成費等の一部を助成することができる。
- (3) 助成の制限：なし
- (4) 助成額：1 件の助成額は、主催・共催の場合 200,000 円以内、後援の場合 100,000 円以内を原則とする。
- (5) 助成件数：年間 2 件以内を原則とする。
- (6) 助成総額：国際交流助成 C、D の合計で、年間 400,000 円以内を原則とする。
- (7) 申請者：本会会員である教授、准教授とする。
- (8) 申請枠：申請者 1 人に対して、年間 1 件以内を原則とする。
- (9) 申請時期：必要に応じて随時申請できるものとする。

### 4) 国際交流助成 E (海外インターンシップ)

- (1) 助成対象：海外の企業・研究機関のインターンシップに参加する学生で、本会会員である指導教員の申請による者とする。
- (2) 助成項目：助成の対象項目は、渡航経費（交通費 + 宿泊費）および日当（3,000 円/日）とする。
- (3) 助成の制限：助成対象は在学中のインターンシップとする。  
過去に本小委員会の助成を受けている場合は助成対象外とする。
- (4) 助成額：1 件の助成額は、助成項目の予算合計の 50% 以内、かつ 150,000 円以内とする。
- (5) 助成件数：国際交流助成 E、F の合計で、年間 2 件以内を原則とする。
- (6) 助成総額：国際交流助成 E、F の合計で、年間 300,000 円以内を原則とする。
- (7) 申請者：助成対象者の指導教員（本会会員である教授、准教授、助教）とする。
- (8) 申請枠：申請者 1 人に対して、年間 1 件以内を原則とする。
- (9) 申請時期：必要に応じて随時申請できるものとする。

5) 国際交流助成 F (道内インターンシップ)

- (1) 助成対象: 大学等に在籍し、道内の企業・研究機関のインターンシップに参加する海外からの留学生で、本会会員である指導教員の申請による者とする。
- (2) 助成項目: 助成の対象項目は、道内インターンシップ先の仲介、下記関連経費の助成とする。
- 1) 日当等として、2,000 円/日(昼食代等)を支給することができる。  
ただし、受け入れ先から旅費、日当等が支給される場合は除く。
  - 2) 必要に応じて、大学院生による通訳を同伴することができる。  
通訳代は、1,200 円/時間 (10,000 円/日以内) を原則とする。  
交通費は 1,000 円/日 (札幌近郊) または実費を原則とする。
- (3) 助成の制限: 助成対象は在学中のインターンシップとする。  
受け入れ企業の都合で仲介できない場合がある。  
過去に本小委員会の助成を受けている場合は助成対象外とする。
- (4) 助成額: 1 件の助成額は、150,000 円以内とする。
- (5) 助成件数: 国際交流助成 E、F の合計で、年間 2 件以内を原則とする。
- (6) 助成総額: 国際交流助成 E、F の合計で、年間 300,000 円以内を原則とする。
- (7) 申請者: 助成対象者の指導教員 (本会会員である教授、准教授、助教) とする。
- (8) 申請枠: 申請者 1 人に対して、年間 1 件以内を原則とする。
- (9) 申請時期: 必要に応じて随時申請できるものとする。

## 5 . 応募方法

### 1 ) 国際交流助成 A ( 学生の渡航 )

- 所定の申請書により、助成対象者の指導教員 ( 本会会員である教授、准教授、助教 ) が申請すること。
- 国際会議等への参加の場合は、会議等のパンフレット、リーフレット等 ( コピー可 ) を添付すること。
- 共同研究等のための渡航の場合は、共同研究計画書 ( 概要書可 ) を添付すること。
- 渡航経費の予算計画書を添付すること。

### 2 ) 国際交流助成 B ( 学生の渡航 )

- 所定の申請書により、助成対象者の指導教員 ( 本会会員である教授、准教授、助教 ) が申請すること
- 視察計画書および渡航経費の予算計画書を添付すること。

### 3 ) 国際交流助成 C ( 道内開催の国際会議 )

- 所定の申請書により、本会会員である教授、准教授が申請すること。
- 国際会議等の運営に関わる予算計画書 ( 助成項目の内訳書を含む ) を添付すること。

### 4 ) 国際交流助成 D ( 訪日研究者の講演会 )

- 申請様式は任意とし、本会会員である教授、准教授が申請すること。
- 講演会等の運営に関わる予算計画書 ( 助成項目の内訳書を含む ) を添付すること。

### 5 ) 国際交流助成 E ( 海外インターンシップ )

- 所定の申請書により、助成対象者の指導教員 ( 本会会員である教授、准教授、助教 ) が申請すること
- インターンシップ先の企業・研究機関の受け入れ承諾書 ( コピー可 )、案内書等を添付すること。
- 渡航経費の予算計画書、インターンシップ ( 工程 ) 計画書を添付すること。

### 6 ) 国際交流助成 F ( 道内インターンシップ )

- 申請様式は任意とし、助成対象者の指導教員 ( 本会会員である教授、准教授、助教 ) が申請すること。
- インターンシップ ( 工程 ) 計画書を添付すること

## 6. 助成の選考

- 1) 申請のあった助成については、本小委員会が助成選考の審議を行い、運営委員会に結果を報告する。
- 2) 申請内容の承認は、小委員会出席委員の過半数の賛成で決議し、同数の場合は小委員長の判断によるものとする。ただし、決議に関わる委員は、申請者となっている委員を除くものとする。

## 7. 報告の義務

- 1) 国際交流助成 A(学生の渡航)、国際交流助成 B(学生の渡航)、国際交流助成 E(海外インターンシップ)、国際交流助成 F(道内インターンシップ)の助成対象者はコンクリート研究委員会の総会、講演会などで報告する。ただし、直接報告することが困難な場合は、報告書(A4版数枚程度)を提出することとし、総会での配布または、コンクリート研究委員会ホームページへの掲載をもって報告に代えるものとする。

## 8. 助成金納入方法

- 1) 国際交流助成 A(学生の渡航)、国際交流助成 C(道内開催の国際会議)の助成金納入方法は、大学への寄付金として支払うことを原則とする。
- 2) 国際交流助成 B(学生の渡航)、国際交流助成 D(訪日研究者の講演会)、国際交流助成 E(海外インターンシップ)、国際交流助成 F(道内インターンシップ)の助成金の納入方法は、助成対象者または助成関係者に直接支払うことを原則とする。
- 3) 上記により難しい場合は、指導教員または申請者との協議により、支払い方法を変更することができる。

## 9. その他

- 1) 本規程の運用方法、記載のない事項については小委員長の判断によるものとする。
- 2) 本規程の改廃は運営委員会の承認を受け、総会に報告するものとする。

平成 15 年 4 月 24 日  
改訂 平成 16 年 4 月 23 日  
改訂 平成 18 年 4 月 28 日  
改訂 平成 20 年 4 月 25 日  
改訂 平成 21 年 1 月 21 日  
改訂 平成 23 年 12 月 20 日  
改訂 平成 29 年 4 月 26 日